毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

定　例
令和７年３月７日

主　要　目　次

告　示
○令和七年度における千葉県報の購読料の決定　一
○漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間　一
○道路の供用開始　一
○土砂災害警戒区域の指定　二
○土砂災害特別警戒区域の指定　三
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可　四
公　告
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（十二件）　四
○土地改良区役員の退任及び就任　九
○土地改良区役員の退任　一〇
○土地改良区役員の退任及び就任（二件）　一〇
○都市計画地区計画の関係図書の縦覧（二件）　一一
○建築士法に基づく建築士の処分　一一
人事委員会公告
○令和七年度千葉県警察官採用試験（県内第一回）の実施　一一
○令和七年度千葉県警察官採用試験（県外共同募集）の実施　一四

告　示

千葉県告示第百二十五号

千葉県報発行規則（昭和三十年千葉県規則第十五号）第十六条第一項の規定により、令和七年度における千葉県報の購読料を次のとおり決定した。

令和七年三月七日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一ページにつき三円。ただし、別冊は、別に定める額とする。

千葉県告示第百二十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一条第二項の規定により、小型機船底びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和七年三月七日

千葉県知事　熊　谷　俊　人

一　制限措置の内容

1　漁業種類
手繰第三種漁業

2　船舶の総トン数
十五トン未満

3　推進機関の馬力数
八十キロワット（二十五馬力）以下
（なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年農林水産省令第百五十三号）による改正前の漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）附録第一（同附録の表の備考の規定を除く。）の規定により算出したものとする。）

4　漁業時期
周年

5　操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

操業区域	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
共同漁業権共第二号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域	共同漁業権共第二号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者	一隻
共同漁業権共第三号（令和五年九月一日免許）の漁場の区域	共同漁業権共第三号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者	四隻

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和七年三月十二日から四月十一日まで

千葉県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、令和七年三月七日から次の道路の供用を開始する。